



県土総第1899号
令和7年8月1日

一般社団法人
山梨県建設産業団体連合会会長 殿

山梨県県土整備部長



公共工事等の契約締結における課税事業者又は免税事業者の
確認のための提出書類の変更について（通知）

公共工事及び公共工事に係る業務委託の契約締結時には、消費税法の課税事業者又は免税事業者であるかの確認を行っているところです。

今般、受注者及び発注者双方の負担軽減を図るため、令和7年9月1日以降に契約締結を行う案件から、従来の「課税事業者届出書」に代わり「免税事業者届出書」の提出を受けることで、課税事業者又は免税事業者であるかの確認を行うこととします。これにより、免税事業者については、「免税事業者届出書」の提出が必要となりますが、課税事業者については、「課税事業者届出書」の提出が不要となります。

「免税事業者届出書」の参考様式は、山梨県公共事業ポータルサイトに掲載しましたので、御了知ください。

《「免税事業者届出書」掲載場所》

工事：山梨県公共事業ポータルサイト→情報公開サービス→様式配布→落札者向け資料
→お知らせ〈工事落札者〉落札者向け資料→2 契約締結関係様式集

委託：山梨県公共事業ポータルサイト→情報公開サービス→様式配布→落札者向け資料
→お知らせ〈業務委託落札者〉委託落札者向け資料

山梨県県土整備部
県土整備総務課契約担当
055-223-1673